

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 10 月 26 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名等

物件番号	業務の名称	業務内容
1 号	国有財産における価格調査業務 (石川、福井、三重、滋賀、和歌山森林管理 署、京都大阪、奈良森林管理事務所)	国有財産の鑑定評価業務 所在地及び詳細は、別紙仕様書 による。
2 号	国有財産における価格調査業務 (兵庫、島根、岡山森林管理署)	
3 号	国有財産における価格調査業務 (鳥取、広島北部、広島森林管理署、山口森 林管理事務所)	

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 次の①又は②の資格を有する者であること。

- ① 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされた者であること。また競争参加地域については、1 号物件は【東海・北陸】及び【近畿】、2 号物件は【近畿】及び【中国】、3 号物件は【中国】の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始決定の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後、

別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

- ② 近畿中国森林管理局における令和 7・8 年度に係る一般競争参加資格「測量・建設コンサルタント等業務」の「その他(不動産鑑定)」に登録されている者（会社更生法に基づき更生手続開始決定の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条第 1 項に基づく登録を受けている不動産鑑定評価業者であって、過去 5 年以内に同法に基づく監督処分を受けていない者。
- (5) 支出負担行為担当官等から「工事請負契約指名停止等措置要領」又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 2 林政政第 487 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する日時及び場所

(1) 場所及び問い合わせ先

近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課 企画係

〒530-0042 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号

HP：「一般競争入札一覧」<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>

メールアドレス：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp

電話番号：050-3160-6700

(2) 交付・閲覧期間

令和 8 年 10 月 26 日(月)から令和 8 年 11 月 17 日(火)までの 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分を除く）とする。

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。

4 参加資格を証明する書類の提出場所等

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 2 の(2)の資格を有することを証明した書類（「有資格者名簿兼資格確認通知書」又は「資格審査結果通知書」）及び(4)の不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条に基づく登録を受けている証明書等の写しを次の期間に、上記 3 の(1)の場所に提出しなければならない。

なお、競争参加資格がないことが確認された者には、令和 8 年 11 月 17 日（火）までにその旨連絡をする。

(1) メールによる場合

メールアドレス：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp

令和 8 年 11 月 10 日（火）17 時 00 分までに必着

(2) 持参による場合

令和 8 年 10 月 27 日（火）9 時 00 分から令和 8 年 11 月 10 日（火）17 時 00 分（12 時 00

分から 13 時 00 分を除く) まで。ただし休日を除く。

(3) 郵送による場合

令和 8 年 10 月 27 日 (火) から令和 8 年 11 月 10 日 (火) までに必着。

なお、一般書留又は簡易書留に限る。

5 入札方法

(1) 入札書には、物件番号及び業務名を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載し、提出すること。

6 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所

近畿中国森林管理局 2 階 第 1 会議室

(2) 日時

1 号物件 令和 8 年 11 月 18 日 (水) 13 時 30 分入札開始

2 号物件 令和 8 年 11 月 18 日 (水) 13 時 40 分入札開始

3 号物件 令和 8 年 11 月 18 日 (水) 13 時 50 分入札開始

入札参加者は入札開始の 10 分前までに集合すること。入札締切後、即、開札を実施する。各物件の入札に当たり郵便入札を認める。郵便入札を行うときは、令和 8 年 11 月 17 日 (火) 17 時 00 分までに入札書が近畿中国森林管理局経理課に必着するように、書留郵便で差し出すこと。

ただし、再度の入札は引き続き行うので郵便入札を行った場合は、再度の入札には参加できない。

※ 郵便による入札書は、中封筒に入れて密封し、その封皮に直接に提出する場合と同様に氏名 (法人の場合はその名称又は商号) 及び「11 月 18 日開札、(物件番号及び業務名) の入札書在中」と朱書きした上で外封筒に入れること。なお、外封筒の封皮にも「11 月 18 日開札、(物件番号及び業務名) の入札書在中」と朱書すること。

7 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 入札の無効

入札説明書及び入札者注意書による。

10 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

契約は、当該入札金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

本公告に記載のない事項については、仕様書、入札説明書、入札者注意書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「発注者綱紀保持対策」（http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html）をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。